

中伏古・上伏古地域集会施設再整備事業  
実施要領

令和4年7月

芽 室 町

## 1 目的

中伏古・上伏古地域集会施設再整備事業については、総合評価一般競争入札方式（簡易型ECI（アーリー・コントラクター・インボルブメント）方式）により各施設を再整備する事業者を選定し、実施設計へのアドバイスおよび施工を一括して発注することとした。

この方式は、対象とする建築物に関して発注者が示す基本設計図書、求める機能・性能・施工上の制約等を契約の条件として提示した上で、施工等にかかる実績や実施設計での関わり方・施工上の技術提案等を総合的に評価し、事業者を選定する手法となる。これにより事業者のノウハウを反映した現場条件に適した設計や事業者の技術を活用した合理的な施設整備が可能となる。

以上を踏まえ当町と協働して地域にふさわしい集会施設を整備・提供いただける事業者を選定するため、本実施要領により事業者選定を実施する。

## 2 事業概要

### （1）対象事業及び施設

- ① 中伏古地域集会施設再整備事業：中伏古地域福祉館（芽室町中伏古6線17番地12）
- ② 上伏古地域集会施設再整備事業：上伏古地域福祉館（芽室町上伏古9線18番地2）

### （2）実施内容（2事業共通）

- ① 実施要領及び要求水準書に基づく実施設計アドバイザリー業務
- ② 実施設計に基づく建築一式工事、解体工事

## 3 事業者審査・選定の概要

### （1）選定方式 総合評価一般競争入札方式（簡易型ECI（アーリー・コントラクター・インボルブメント）方式）

事業者の創造力・マネジメント能力・技術力を反映させるため技術提案等を求め、技術提案や価格等を総合的に評価し、事業者を選定する。

### （2）審査方法 一括審査方式

2の（1）に掲げる2の対象事業について、ほぼ同一のテーマの技術提案を求め、その審査を一括して行う。なお事業者は①、②の各事業に重複して応募・参加することができる。

選定は対象事業②、①の順に行い、先に選定された者は原則として以降の審査の対象から除外される。（詳細は12を参照のこと。）

選定は、有識者、対象事業の対象地域住民の代表者及び町職員で構成する審査委員会にて審査の上行う。なお、審査委員会は会議の公平性の確保及び円滑な運営のため非公開とする。

### （3）審査の公表

審査結果は参加者全員に通知し、芽室町ホームページに公表する。なお、各事業について選定事業者と次点者については名称及び評価点を、その他の参加者については名称のみを公表する。

## 4 整備概要

- （1） 中伏古地域集会施設再整備事業 別紙業務概要のとおり
- （2） 上伏古地域集会施設再整備事業 別紙業務概要のとおり

## 5 事業費上限額

事業費上限額は次のとおりとする。なおこの金額は、実施設計アドバイザー業務、建築一式工事（新築（増改修）工事、造成工事、解体工事）、にかかる費用の合計額である。

- (1) 中伏古地域集会施設再整備事業 58,652,000円(税込)の範囲内  
(2) 上伏古地域集会施設再整備事業 135,163,000円(税込)の範囲内

## 6 事業スケジュール

項目	日程
実施要領等案の交付期間	令和4年7月27日（水）～
入札公告	令和4年7月27日（水）
実施要領等案（参加資格・技術提案）に関する質問書の提出期限	令和4年8月8日（月）
質問に対する回答書の公表（参加資格・技術提案）	令和4年8月12日（金）
参加申請・技術提案書等提出期限	令和4年8月22日（月）
参加資格決定通知	令和4年8月29日（月）
開札	令和4年8月30日（火）
第2回 審査委員会 プレゼンテーション実施、事業者選定	令和4年8月31日（水）PM （時間等については個別に通知）
結果の公表・通知	令和4年9月9日（金）
仮契約	令和4年9月12日（月）
議会の議決・本契約	令和4年9月21日（水）
実施設計アドバイザー業務・解体	令和4年9月～10月中
施工	令和4年10月中～令和5年3月中
備品搬入・引越し	令和5年3月下旬
新集会施設供用開始（予定）	令和5年4月1日（土）

※ スケジュールに変更が生じた場合は参加申請書提出者に通知し、併せて芽室町ホームページに掲載する。

## 7 事業者資格要件等

### (1) 企業の資格要件

建設企業として、それぞれ以下の要件を満たさなければならない。なお、参加資格要件の確認基準日は、参加申請の提出期限日とする。

#### ① 企業

建築工事の指名登録がある者（なお、未登録の場合は②bのなお書きに準じ、登録された場合可とする。）

#### ② 全ての企業

以下の全てを満たすこと。

- a 十勝管内に住所を有する法人（本社・支社・営業所等）であること。

- b 令和3・4年度芽室町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。なお、登録されていない場合であっても、申請書等の提出日までに登録申請をし、町が受理・登録した場合は可とする。
- c 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- d 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てをしていないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てをしていないこと。
- e 市町村税等の滞納をしていないこと。
- f 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下同じ。））又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当していないこと。

### （3）失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載又は不正があった場合
- ② 申請書の提出後、資格要件を欠くこととなった場合
- ③ その他、契約審査会が不適切と判断した場合

## 8 建築一式工事に関する条件

工事費のうち直接工事費の3分の1以上の金額は、芽室町内に事業所を有する事業者へ発注しなければならない。参加者が芽室町内に事業所を有する者である場合は、全ての金額を芽室町内に事業所を有する事業者へ発注したものと取り扱うこととする。共同企業体の代表企業が芽室町内の者である場合も、同様に扱うものとする。

## 9 応募手続

応募にあたっては、以下のとおり書類を提出すること。なお、中伏古、上伏古の両事業に重複して応募することも可能であるが、1事業者が両事業を受託する可能性もあり、また、その場合においても契約期間に変更がないことから、その点を留意した上で応募すること。（詳細は13、14を参照のこと。）

### （1）提出書類

- ① 再整備事業参加申請書（様式1）
- ② 技術提案書（様式2）  
記載内容等は（6）を参照のこと。
- ③ 共同企業体の場合は、共同企業体協定書（協定書案を提示するが、内容等は事業者の任意とする。）
- ④ 入札書、提案価格書兼町内業者発注予定額調書（様式3、4）

入札額は11の審査の得点の一部となる。なお、8に掲げる町内事業者への発注率等を記載した内訳書（様式4）の提出を求める。

### （2）提出部数

①、③ 1部

② 10部

(3) 提出期限

令和4年8月22日(月) 17:00まで

(4) 提出方法及び場所

16に記載の提出先まで持参を原則とするが、やむを得ず郵送する場合は、配達証明付き書留郵便で郵送すること。なお、郵送の場合は提出期限必着とする。

(5) 共通注意事項

① 提出書類の作成、提出にかかる費用の全ては事業者の負担とする。

② 提出書類は返却しない。

③ 提出後の書類の差し替えは一切認めない。

④ 用紙サイズは、様式に記載のものとする。

(6) 技術提案書の記載について

技術提案書については、次のとおり作成すること。

書類	記載内容	記載内容詳細	最大 ページ数
表紙	なし	(参加しない事業の地域名を削除すること。)	1
技術提案書	実施プロセス	①実施プロセス(スケジュール等) ②地域住民との関わり方	1
	整備計画	①地域集会施設整備に当たって特に重視する点と、 その対応策 ②実施設計(アドバイザー業務)におけるVE(バ リュウ・エンジニアリング)案等 <sup>注1</sup> の提案に関す る基本的な考え方 ③町内事業所への経済循環の考え方 ④その他の独自提案	2
	個別項目	①考慮すべき各地域の特性とその対応策	2

注1: VE(バリュウ・エンジニアリング)案等: 要求される性能等は下げずにコストの削減や工期短縮、又は性能を向上させるがコストは同等であるものであり、価値を最大化しようとするもの。

※要求水準書に準拠した提案書とすること。

※「個別項目」以外の項目については、個別の事業についての記載とならないよう注意すること。

※企業が特定される記載は行わないこと。

## 10 質疑受付

本実施要領及び要求水準書に関する質疑を次のとおり受け付ける。

(1) 期限 令和4年8月8日(月)

(2) 様式 任意とする。ただし、実施要領及び要求水準書のいずれの項目に対する質疑か分かるよう明記すること。

(3) 手法 電子メールにより送付。送付先：t-keiei@memuro.net

(4) 回答 町ホームページで参加資格、技術提案に関するものについての回答を令和4年8月12日までに公表する。

## 11 審査

提出された技術提案書等により、次のとおり審査を行う。日程等の詳細は、申請書の提出期限日以降に別途通知する。

### (1) 審査概要

- ① 日程 令和4年8月31日午後予定（個別に時間等を通知）
- ② 場所 芽室町役場を予定
- ③ 内容 事業者によるプレゼンテーション及びそれに対する質疑応答  
なお、2つの事業に重複して応募した者の審査は一括して行う。
- ④ 時間 参加事業者数に応じて設定する。
- ⑤ 備考 申請者が1事業者の場合であっても審査委員会による審査は実施する。

### (2) 審査事項及び配点

評価点	大項目	小項目	配点
	実施プロセス	実施プロセス（スケジュール等）	15
		地域住民との関わり方	10
	整備計画	地域集会施設整備に当たって特に重視する点と、その対応策	10
		VE案等の提案に関する基本的な考え方	15
		町内事業所への経済循環の考え方	10
		その他の独自提案	20
	個別項目	考慮すべき各地域の特性とその対応策	20
計		100	
入札額			20
合計			120

### (3) 評価

#### ① 提案価格以外の評価

評価	配点
提案の内容が特に優れている	配点×1.00
提案の内容が優れている	配点×0.80
提案の内容が普通である	配点×0.60
提案の内容が劣っている	配点×0.40
提案の内容が極めて劣っている	配点×0.20
提案がない	配点×0.00

#### ② 提案価格の評価

提案価格の評価については最も低い価格を満点とし、他の提案価格点については次式により算出する。なお、計算結果の小数点第2位未満を切り捨てる。

$$20点（入札額配点） \times \frac{\text{最低入札額}}{\text{当該事業者の入札額}}$$

③ 選定基準点

評価点の合計が60点を下回る場合は事業者として選定しないものとする。

## 12 選定

審査後、評価点により各事業の事業者を選定する。選定は次の順序で行う。

(1) 上伏古地域集会施設再整備事業事業者選定

「上伏古ー」の事業者を選考・選定する。この事業の事業者として選定された者は、次の中伏古地域集会施設再整備事業の選考対象とならない。ただし、次に示す条件を満たす場合は、「中伏古ー」の選考対象とするものとする。この規定は次点者の選定についても使用する。

① 「中伏古ー」の応募者が当該事業者のみの場合

② 「中伏古ー」の応募者のうち、選定基準点を上回る事業者が当該事業者のみの場合

(2) 中伏古地域集会施設再整備事業事業者選定

「中伏古ー」の事業者を選考・選定する。

(3) 同点の場合の取扱い

各事業の選考において同点の評価点が生じた場合は、項目ごとの得点を比較し、点数が高い項目数が多い事業者を選定するものとする。

## 13 契約手続等

審査委員会による事業者選定後、文書で通知する。

契約期間 契約締結日から令和5年3月24日まで

## 14 その他

(1) 申請の辞退

本事業の入札を途中で辞退する者は、「辞退届」（様式5）を提出すること。

(2) 建設予定地の現地視察等

① 現地説明会は行わない。

② 各事業者の現地視察は可能である。ただし事前に担当まで連絡すること。

(3) 要求水準書の位置付け

要求水準書の位置付けは、以下のとおりとする。

① 町が地域集会施設に関して事業者に要求する水準等を示すものであり、事業期間全般に亘って遵守するものである。

② 要求水準書に定める水準を満たすことが、本事業を実施する必須条件となる。

③ 事業者は、要求水準書を満たす限りにおいて、事業者の独自技術を活用した提案を行うことができる。

## 15 本実施要領に関するお問い合わせ先・書類提出先・担当

〒082-8651 河西郡芽室町東2条2丁目14番地

芽室町役場 都市経営課 都市経営係

Tel 0155-66-5961 (都市経営課直通) Fax 0155-62-4599

受付時間 8:45~12:00、13:00~17:00